

<先端設備等導入計画 申請書提出用チェックシート>

以下必要事項を記入し、本チェックシートを申請書に添付して下さい。

事業者名			
住所(返送先)			
担当者名		担当者 メールアドレス	
電話番号		FAX番号	

【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください】

※固定資産税の軽減については、賃上げ表明をした事業者のみが対象となります。ご注意ください。

			申請者 チェック	文京区 使用欄
Ⅰ 必要提出書類について				
1	必要申請時に 必要な書類	先端設備等導入計画に係る認定申請書(【別紙】先端設備等導入計画含む。) 2部		
2		経営革新等支援機関の事前確認書		
3		認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書(別添、別紙あり)		
4		返信用封筒(申請者の住所、氏名が記載され、切手(申請書類と同程度の重量物を送付可能な金額)を添付したもの)		
5	の賃 の表上 場明け 合あり 方計	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面		
6	要場利 な合用 書にす 類必る をを	リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書(いずれも写し)		
Ⅱ 申請書・計画の記載事項について ※番号は申請書・計画の項目番号と対応				
表紙	認定申請書表紙に住所、記名があるか。			
1	名称等は正確に記載しているか。(ただし、法人番号については個人事業主等、法人番号が指定されていない者は記載不要とする。)主たる業種の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載しているか。			
1	認定対象の中小企業者であるか。			
2	計画期間は、3年、4年、5年のいずれかになっているか。			
3	自社の事業概要については、概要を記載しているか。 自社の経営状況については、財務情報等の数値を参考に分析し、自社の強み・弱み、改善すべき項目等について記載しているか。			
4(1)	具体的な取組内容については、導入する先端設備等や取組内容の概要について、具体的に記載しているか。 将来の展望については、具体的な取組みを通じた将来の経営状況の展望について具体的に記載しているか。			
4(2)	先端設備等の導入による労働生産性が年平均3%以上の伸び率となっているか。(3年:9%以上、4年:12%以上、5年15%以上)			
4(3)	先端設備等の種類については、取得する先端設備等を記載しているか。 ※固定資産税の特例措置の適用を受ける場合は、設備名称/型式、導入時期、所在地、設備の種類、単価、数量、金額等が投資計画確認書と一致しているか。			
4(3)	先端設備等の取得は、計画期間内に行われる予定であるか。			
4(3)	「所在地」欄には当該設備等が所在する(予定を含む)場所を都道府県名及び区市町村を含む住所を記載しているか。 また、文京区域内に導入する設備等を記載しているか。			
4(3)	「設備等の種類」は、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備並びにソフトウェアの減価償却資産の種類を記載しているか。			
4(3)	「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載しているか。			
5	同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載しているか。			
5	「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載しているか。			
-	(賃上げ方針)雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上または3%以上となっているか。			
-	(賃上げ方針)新規の計画申請日の属する事業年度又はその翌事業年度と、新規の計画申請日の属する事業年度の直前の事業年度の比較になっているか。(法人は事業年度、個人事業主は暦年)			
-	(固定資産税の特例措置)税制優遇の対象となる中小企業者等(資本金1億円以下、大企業の子会社ではないこと)であるか。			
-	(固定資産税の特例措置)年平均の投資利益率が5%以上が見込まれているか。			
Ⅲ 配慮すべき事項について				
先端設備等導入計画が人員削減を目的とした取組ではないこと。				
公序良俗に反する取組や、文京区暴力団排除条例(平成24年3月文京区条例第4号)第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。				

代表者名

【認定経営革新等支援機関の名称等を記載】

認定経営革新等支援
機関の名称

支店名

担当者
連絡先(TEL)

※支店がある場合は支店名を記載

備考欄(文京区使用欄)

受領日: 令和 年 月 日